

千曲川河川事務所工事安全対策協議会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、千曲川河川事務所工事安全対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所（以下「事務所」という。）の工事施工に当たり、建設労働災害の防止に関する総合的な計画のもとに、工事の安全施工、建設労働者の安全衛生の確保及び第三者に対する安全を確保し、工事の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 工事の安全に関する意識向上のための建設労働災害防止大会の開催
- (2) 建設労働災害防止に関する講習会の開催
- (3) 工事期間中の安全パトロールの実施
- (4) 安全施工技術の向上に関する調査・研究
- (5) その他、目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、事務所の所長、副所長（改修・管理）、工事品質管理官、事業対策官、建設専門官（工事監督）、専門調査官（工事監督）、建設監督官、経理課長、工務課長、品質確保課長、管理課長、防災情報課長、長野出張所・戸倉出張所・中野出張所・松本出張所・千曲川緊急治水対策出張所長 及び受注者をもって組織する。

2 協議会の下部組織として、長野地区協議会、戸倉地区協議会、中野地区協議会及び松本地区協議会を置く。

(入会及び脱会)

第5条 協議会の受注者会員は、工事契約の締結または災害応急対策業務の協定締結をもって入会し、工事目的物の引渡または協定期間の満了をもって脱会する。

(役員)

第6条 協議会の会長は、事務所長とする。

2 協議会に、会長のほか次の役員を置く。

- ・副会長：3名（副所長（改修・管理）及び受注者の代表者）
- ・幹事長：1名（工事品質管理官）
- ・幹事：18名（事業対策官、建設専門官（工事監督）、専門調査官（工事監督）、建設監督官、経理課長、工務課長、品質確保課長、管理課長、防災情報課長、長野出張所長、戸倉出張所長、中野出張所長、松本出張所長、千曲川緊急治水対策出張所長、及び各地区受注者の代表者）。

3 受注者役員は、会長が指名する。

4 受注者役員の任期は、前条の規定に拘わらず、会長が指定する期間とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副所長（改修）が会長の職務を代行する。

3 幹事長は、幹事会を代表し、幹事会を統括する。

4 幹事は、会員相互の連絡及びその他の事務を処理する。

(運営)

第8条 協議会を円滑に運営するため、役員会及び幹事会を置く。

2 役員会は、第6条の役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、協議会の運営に関する基本的事項を決定する。

3 幹事会は、協議会の運営に関する庶務を担当し、必要に応じて幹事長が招集する。

(顧問)

第9条 協議会に顧問を置くことができる。

2 協議会は、第2条の目的達成のため、必要に応じ顧問の指導・助言を受ける。

3 顧問は、会議等に出席して、意見を述べることができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務所品質確保課に事務局を置く。

(経費)

第11条 協議会の活動に必要な経費は、事務局において負担する。

(その他)

第12条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議し、会長が定める。

(附則)

制定：平成7年3月22日

改正：平成10年4月1日

改正：平成14年4月12日

改正：平成15年4月1日

改正：平成17年6月20日

改正：平成20年7月25日

改正：平成25年7月22日

改正：令和2年4月28日

改正：令和6年5月13日